

2020年6月22日

衛生福利部食品藥物管理署 御中

ahchang@fda.gov.tw

チョコレートの品名及び表示に関する規定改正草案に対する意見書

台湾の食品にかかる重要な規定案に対し、コメントする機会を頂戴しありがとうございます。日本貿易振興機構（ジェトロ）は、台湾を含む諸外国・地域と日本との貿易を促進する役割を担う日本政府関連機関です。本規定案に関し、日本の事業者等から次の意見が寄せられました。事業者等への影響を考慮し、慎重に再検討頂きますようお願いいたします。

【意見】

第四点について、植物油の添加量に関する制限、表示に関する改正は行わず、現行規定を維持して頂きたい。

【意見理由】

- 民国 106 年 7 月から現行規定が施行された後、過去 2 回台湾衛生福利部食品藥物管理署による相談会が実施されたが、“代可可脂巧克力”表記のルールについては、継続的に明文化されてきている。今回の変更は、意図が不明瞭である。
- 自社の主力商品である板チョコレートをはじめ、ほとんどのチョコレート商品には、植物油が 5%以上含まれている。ココアバターのみを使用したチョコレートを製造した場合、製造後、経時するにつれて、くちどけ・食感が粗悪に変化する。植物油によるチョコレートの品質改良により、経時的な品質変化を防ぎ、常に最良の品質を消費者に提供することができている。例えば生チョコのような、なめらかなくちどけを実現するなど、チョコレートに植物油を使用することは、ココアバターでは表現できない、高品質な特徴を表現する手段である。日本ではチョコレート中の植物油に関する法規はここまで厳密ではなく、各社が植物油の応用によるチョコレートの品質向上・創意工夫をしており、今回の法規改正が台湾に輸出されている多くの日本のチョコレート商品に与える影響は、非常に大きいと考える。以上の状況から、本改正により、台湾で親しまれているチョコレートの品質が変化してしまい、チョコレート喫食により得られる消費者の豊かさが低減してしまうことを危惧する。また、現在販売されている商品の一部について、チョコレートと表記ができなくなることにより、そのものが何であるか、あいまいな表現となることが考えられ、台湾の消費者が正確な情報を得ることが難しくなるのではないかと考える。さらに、日本から台湾に輸出する商品の多くの場合は、日本国内向け商品に台湾向けの専用ラベル（原材料や栄養成分など法規上の必要事項を記載したラベル）を貼付している。今回の改正に際して、表示ルールの変更がラベル上の対

応ではなく、専用パッケージが必要になると、これまで以上に経費が掛かり、適切な価格で商品を提供することが困難になり、台湾の消費者にとっても不利益な事象が発生することも危惧している。

ジェトロのコメントに関し、何か質問があれば遠慮なくご連絡ください。何卒よろしくお願いたします。

日本貿易振興機構（ジェトロ）
副理事長 信谷 和重
(公印省略)

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
アーク森ビル 6階
TEL: 03-3582-5511
Email: AFA-research@jetro.go.jp
URL: <http://www.jetro.go.jp/>